

議案第5号

佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、佐賀県市町総合事務組合の事務所が移転し、当組合が共同処理する事務として、設置、管理及び運営する会館の名称を変更するため、佐賀県市町総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月1日提出

基山町長 松田 一也

提案理由

組織団体の共同処理する事務の変更に伴う組織規約の変更を行う際には、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事の許可を受けることとなっており、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。

令和3年3月11日原案可決

別紙

佐賀縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約（案）

佐賀縣市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

第3条第10号中「自治会館」を「佐賀縣市町会館」に改め、第4条中「佐賀市城内1丁目5番14号」を「佐賀市堀川町1番1号」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。